設備投資減税・所得拡大減税セミナー

今年の税制改正で<u>すでに1月20日よりスタート</u>している生産性向上設備投資促進税制をご存じでしょうか。これは、適用要件を満たした設備投資について、<u>即時全額償却または税額控除</u>を認める制度です。これは、アベノミクスの第三の矢【民間投資を喚起する成長戦略】の目玉となる政策です。例えば、1億円の機械も要件さえ満たせば、<u>全額1億円費用計上が可能</u>です。また、今回の対象設備は、何と、建物も要件さえ満たせば減税対象になります。

では、いかに要件を満たすか?

そのポイントを中心に、中小企業のオーナー社長にも分かりやすく解説します。

もう一つの所得拡大促進税制は、平成25年度の税制改正で創設された制度です。

この制度は、簡単に言うと、増やした給与の10%分、税金を安くしてくれる制度です。

しかし、適用要件が厳しすぎてなかなか中小企業では利用できないだろうと言われていた制度です。それが、今年の税制改正で<u>大幅に適用要件が緩和</u>され、今、進行中の事業年度からいきなり適用できるように改正されました。

どのように緩和されたのか?

緩和されたポイントを分かりやすく解説するとともに、もう一つの雇用促進税制(増やした従業員 1 人当り 40 万円税金を安くする制度)との違いや、適用するにあたっての手続き面についても、詳しく解説します。

さらに、節税専門の土井会計が顧問先に提供している節税ノウハウを、

- ・決算直前でもまだ間に合う節税
- ・じつくり取り組む節税

に分けて、多くの節税方法までも解説します。

【開催日時】4月17日(木) 14:00-16:30

【場所】 名古屋市中村区名駅2-41-10 アストラーレ名駅 3階セミナールーム (名古屋駅地下鉄1番出口より徒歩3分) 【定員】 30名 【参加費】1人5,000円(税込)

② <u>セミナー講師・略歴</u> 土井竜二(公認会計士・税理士) 昭和 46 年生 神戸大学経営学部卒業 大学在学中に公認会計士 2 次試験合格。会計事務所・税理士法人で会計・税務業務を担当。

【出版】大増税時代がやってきた消費税のイロハ(日本著作出版支援機構)

ホームページ http://www.doikaikei.com/ 「土井会計事務所」で検索! 電話番号 フリーダイヤル 0120-928-930

貴社名【			】※ゴム印でも OK です
参加者ご芳名【			1
電話番号 【	_	_]
FAX 【	_	_	1

節税・税務調査対応専門の土井会計事務所 お申込はこのままFAX送信 FAX:052-462-1941 2014.03.19 NET